

平成24年度第2回府中市障害者計画推進協議会

会議録

■ 日 時：平成24年12月21日（金） 午後2時～4時

■ 場 所：府中市役所北庁舎3階第4会議室

■ 出席者：（敬称略）

<委 員>

高倉義憲、下條輝雄、山本博美、野村忠良、石見龍也、中川さゆり、
真鍋美一、古寺久仁子、増田和貴、蜂須米雄、鈴木政博、見ル野一太、
藤巻良以、荒畑正子、河井文

<事務局>

福祉保健部長、障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐、障害者福祉課生活係長、
障害者福祉課生活係職員（2名）

■ 傍聴者：なし

■ 議 事：1 開会

2 議事

- (1) 前回会議録について（資料1）
- (2) 進行管理の進め方について（資料2）
- (3) 障害者計画の進行管理について（資料3）
- (4) 次回日程について
- (5) その他

3 閉会

■ 資 料：資料1 平成24年度第1回府中市障害者計画推進協議会会議録

資料2 進行管理の進め方

資料3 府中市障害者計画 平成21年度～23年度進行管理一覧表

参 考 府中市障害福祉計画（第2期）進行管理一覧表

府中市障害者虐待防止法啓発リーフレット

「障害者を守るために～ご存知ですか？障害者虐待」

1 開 会

■事務局

皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。ただいまより平成24年度第2回府中市障害者計画推進協議会を開催させていただきます。

(※ 資料の確認)

障害者虐待防止法啓発リーフレットにつきましては、本法律の施行に伴い、法律の概要や通報先等を記載した啓発リーフレットを本市におきまして作成いたしましたので、参考に添付させていただきます。

続いて、本日の会議の欠席の委員の方でございますが、杉本委員、山岡委員、小池委員から、ご欠席とのご連絡を受けております。

それでは、高倉会長、よろしくお願いいたします。

2 議 事

■会長

お忙しいところお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

本日は傍聴希望の方がいらっしゃいませんので、このまま議事に入っていきたいと思っております。

それでは、お手元の次第に沿って議事を進めていきたいと考えております。

(1) 前回会議録について

■会長

それでは、最初に前回の会議録について、事務局からお願いいたします。

(※ 事務局より、資料1について説明)

■会長

ありがとうございました。

皆様方には事前に会議録を事務局から送付されていると思いますが、ご覧になって、何かございましたら承って、議事録に反映させたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(発言する者なし)

■会長

特にございませんようですので、この会議録につきましては、事務局に公開手続に入っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 進行管理の進め方について

■会長

それでは、次第の2、進行管理の進め方についてでございます。
事務局、説明をお願いします。

(※ 事務局より、資料2について説明)

■会長

ありがとうございました。

資料2について、ただいま事務局から説明がありましたけれども、これは昨年も同じことを申し上げたのですが、事業計画の是非というのは、次の計画を検討するときにやります。今日、もしくは次回は、とりあえず今の計画ベースの是非、きちんと実施されているかどうかというところだけにポイントを絞ってご検討いただきたいと考えております。再度計画を見直すとき、そのときには皆様方から積極的な改善案をちょうだいしたいと思います。

さて、本日の会議と年明けの2月の会議において、障害者計画、障害福祉計画の進行管理をすることになります。進行管理を進めるに当たって、今日も入れてあと2回という限られた時間でございます。効率的に会議を進めていきたいと考えております。

以上、補足もさせていただきましたけれども、今の次第2の進行管理の進め方について、ご意見がありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

■会長

それでは、とりあえず今日は何をやるかということですが、私と事務局で事前に打ち合わせをいたしまして、障害者計画の7ページの73番目、これは次回に回すとしまして、今日のところは72番ぐらまで行い、73番以降と障害福祉計画については、第3回目の協議会で引き続き検討するというにしたいと考えております。

もちろん、時間の許す限り先に進むことも考えております。73番以降にも入っていくことになるかもしれませんが、その点は前もってご了承いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

■会長

ありがとうございます。

(3) 障害者計画の進行管理について

■会長

では、議事の3、障害者計画の進行管理についてということで、この資料3につきまして事務

局から説明をお願いしたいと思います。

(※ 事務局より、資料3の1ページ管理番号1～7番について説明)

■会長

ありがとうございました。ここまででご質問などはございませんでしょうか。

■委員

今、事務局からご説明があったように、7番のみ～なの相談件数がかなり大きく増加しているのですけれども、これの主な要因がもしもわかれば教えていただきたいと思います。

■委員

手元に資料を持っていないもので詳しいことはわからないのですけれども、み～なの相談支援が、特に就労の関係が非常に増えてきております。その関係でかなり件数と人数が伸びているものと思われまます。詳しい人数につきましては、申し訳ございません、資料がございませんので、よろしくお願ひいたします。

■会長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。就労支援の相談が非常に増えているということでございます。

■委員

結構でございます。

■委員

5番の手話講習会ですが、平成23年度、初級と中級の受講者がかなり少なくなっているのですが、実はハローワークの職員もこちらに参加させていただきまして大変助かっているのですが、受講希望者が少なくなったという理由とかあるのでしょうか。

■会長

事務局、わかればお願いします。特に今のご質問、初級、中級が顕著ですね。

■事務局

特にこの講習会の実施方法について、例えば資格要件とかそういったものを変更したということは一切ございませんので、たまたまその年度の受講を希望する方の増減、変動と捉えております。

■会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

■委員

2点教えていただければと思うのですが、まず3番の情報へのアクセス支援といったところで、平成23年度、あけぼのの実施回数が極端に増えているのですが、この実施回数を増やすことができた理由について1点教えていただければということと、あと6番のコミュニケーション支援事業の中で、手話通訳者の実利用者数及び派遣人数が年々増えてきているのですが、これは全体として府中市の難聴の方、聴覚障害の方の人数が増えているからなのかどうか、その要因につい

て教えていただければと思います。

■会長

ありがとうございます。それでは、あけぼのについては副会長から。

■副会長

3番の21年度、22年度、23年度と横並びで見えていただくと、講習会と相談日・開放という形で分けているのですが、21年度の講習会というのは、きちんとした教室として日程を設け、いろいろな方に集まっていたいて、講師の方がパソコンを教えるという形です。相談日・開放というのは、そういう形ではなく、支援センターにパソコンをやりに来ていいですよという日の設定だけをしていて、自由にパソコンを使っていいという分け方になっています。22年度は、毎月2回、日曜日に開所しており、その日だけを設定していました。それで、毎月2回、もしくは第5日曜日もあるので3回のときもあって28回という回数です。23年度から、開所しているときは毎日、自由に使っていいですよという形にさせていただいたので、217という数字に膨れ上がったということです。

■事務局

続きまして、手話の通訳派遣のご質問ですけれども、本市の聴覚障害の方の人数を申し上げたいと思います。平成20年度が、769人、21年度が784人、22年度が792人、23年度が801人ということで、年々増加しています。それから、全般的に障害者の方が増えており、身体、知的、精神、その3障害の手帳を持っている方も毎年大体3. 数%ずつ増加しているという傾向がございます。

■会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

(発言する者なし)

■会長

特にご意見、ご質問がないようでしたら、1ページ目、管理番号1番から7番につきましては、事業内容のとおり実施されているということで取り扱わせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、引き続き2ページに移りたいと思います。事務局、お願いします。

(※ 事務局より、2ページの管理番号8～17番について説明)

■会長

ありがとうございました。

2ページの管理番号8番から17番までについて、ご質問とかご意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

■委員

管理番号11番の権利擁護事業の充実のあのところで、福祉サービス利用者の支援事業とか、権利擁護センター事業の数が増えているということで、必要性が高くなっているのだというのが

わかったのですけれども、それをやっている職員さんが増えているのかとか、そういうところが気にかかってきて。実際に、社会福祉協議会の方が地域権利擁護支援事業をやっていたいるのですけれども、きちんとやったださっているがゆえに、マンパワーが不足しているのかどうかという現状が知れたらいいなと思ったものですから。

■会長

ありがとうございます。マンパワーですね、従事者の問題ですけれども、いかがでしょうか。

■事務局

この人員体制がそれだけのニーズに見合ったような形で増員されているのかとか、その辺につきまして、所管する課に確認して、次回までにお伝えできるようにしておきたいと思います。

■会長

ありがとうございました。では、次回の回答ということをお願いしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

■委員

同じく管理番号11番のところのアの中ですが、成年後見がかなり増えておりまして、23年度は1,050件ということですね。これは、恐らく高齢者の方が中心なのかなと思うのですが、障害者の方もこれをかなり利用されているのか、あるいは、今後ますますこれが増えていくという予想を立てているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

■会長

ありがとうございます。内訳ということによろしいですか。

■事務局

確かに成年後見制度利用促進の件数が大幅に増加しているというところで、事前に担当課から聞いてはおいたのですけれども、やはり需要の増加によるものといった、手元にある答えとしてはそれしかないのですが、さまざまところで成年後見制度についての周知・普及を図ったその成果と思われまます。それから、これからの高齢と障害がどれぐらいの割合かということについては、そこまで把握し切れているのかちょっとわからないのですが、そこにつきましても、次回までということ調べてまいります。

ただ、成年後見の中の市長申し立てというものがあるのですけれども、身内の方がいなくて、市長がその申し立てを行うという、その部分につきまして、やはり高齢の方の件数のほうが多いと認識しているのですが、こちらの支援の利用促進の1,050件という件数につきまして、高齢と障害の割合がわかるものかどうか、次回までに調べてまいります。

■会長

では、事務局、よろしく願いいたします。そのほかいかがでしょうか。

■委員

同じく事業番号11番ですが、この中で福祉サービス利用支援といったものが年を追うごとに件数が減ってきているのですが、この理由について教えていただければと思います。

■会長

ありがとうございます。福祉サービス利用者総合支援事業のうちの、福祉サービス利用支援が20件というところでございますね。何かおわかりになりますでしょうか。

■事務局

申し訳ございません。こちらにつきましても、次回までに精査してまいります。

詳しいことは次回までに調べてまいります。1つ考えられるのは、介護保険サービスでは対応できない部分でのサービスのはずですので、やはり介護保険サービスの普及によって、こちらの需要が減っていると推測できるのですけれども、詳細につきましては調べてまいります。

■会長

では、次回までの宿題ということにさせていただきたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。管理番号8番から17番まで。

■委員

13番の第三者評価のところですが、いろいろな団体が第三者評価を受審しておられるようですが、これは、毎年同じような団体が繰り返し受審されているのか、それとも受審されている団体が広がっているかというところがもしわかれば、教えていただきたいと思います。

もう1点ですが、12番の虐待防止のところ、ちょっと事業内容とかかわってしまうかもしれないのですが、今般の障害者虐待防止法との関連で、どういうふうにとらえたいのかを教えていただければと思います。

■会長

ありがとうございます。一つは管理番号13のところですね。もう一つは、その上の12番ですね。事務局、お願いします。

■事務局

まず、13番の第三者評価受審の部分ですが、高齢や保育所等につきましては、どのような状況がちょっと把握できていないので申し訳ないのですが、障害に限って申し上げますと、21年度、22年度で受審しているのは、市立の心身障害者福祉センターの中の児童の発達部門を担当しているあゆの子について毎年受審したという実績、それに対する助成です。第三者評価を受けるに当たって、それは有料なのですが、そこを助成することで、評価を受けて、適正な情報を利用者の方に提供するというのが目的です。

23年度で障害者サービスがなくなっているのですけれども、これについては、毎年受審すれば効果的というものでもないという第三者評価の機関からのアドバイスもありまして、23年度は受審しなかったと。24年度については、心身障害者福祉センターでは、生活介護事業の部門を受審するというで聞いております。

その他の通所系の施設が、市内に障害の施設があるのですけれども、そちらについては別の、東京都の補助制度がありまして、そちらの制度を使っての第三者評価を受審しているということ、こちらの実績には上がってこないということになっています。

いずれにしても、第三者評価はある一定の期間で受審して、それを公開するということが大事なことですので、やはり決まった団体に偏ることがないように努めていく必要があると認識しております。

それから、管理番号12番の虐待の防止の部分ですけれども、こちらにつきましては、既にご案内のとおり、10月1日の法施行で、それぞれの自治体に虐待防止センターを設置して関係機関と連携するということで、その一つの連携の手法として、地域自立支援協議会という組織が大概の自治体にありますので、その自立支援協議会で関係機関が集まる中でこの連携を深めていき、虐待の防止について、市のレベルアップのために助言、アドバイス等をいただくと。それで、関係機関が連携していった防止に努めるということで、こういった事業内容となっております。

■会長

ありがとうございました。

先ほど、評価制度の受審につきましては、東京都の助成制度と市の助成制度と両建てであるというお話でしたが、これは要件が違うのですか。もしも要件が違えば、東京都の制度を使う、市の制度はもう少し要件が緩和されているという差があればわかりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

■事務局

申し訳ございません。この地域福祉推進課での助成制度も、お金の出どころはたしか東京都だったと思っております。そこもちょっと確認しなくてはいけないのですけれども。そんなことで、補助制度が2つのところから出るというわけにはいかないのです、どちらか1つということで、そういう制度の仕組みになっているということでございます。

■会長

では、同じ制度が市と都で両建てというのは非効率なので、要件が違って、市の助成はもう少し緩やかな要件だったらわかるのです。それは独自性ということで。その辺は是非の問題ではありませんけれども、次回また検討しなければいけない部分が出てくるかもしれないので、一応参考までにお聞きしました。

そのほかいかがでしょうか。

■委員

権利擁護事業で虐待防止なのですけれども、電話をした場合には、どのようにして対応なさるのか少し知りたいと思ひまして、教えていただけますでしょうか。

■事務局

実際に虐待があったという通報が、事業者であったり、ご家族ということもあろうかと思うのですけれども、市に入りましたら、勤務時間中には、当然、障害者福祉課に連絡が入ります。夜間の場合には、今ですと、市役所の1階に警備員がいるので、そちらに連絡が来まして、そこから担当ケースワーカーに連絡が来て、それで対応していくということになります。

■委員

その対応の仕方についてですけれども、これは連携ということですから、最悪、あとは警察という可能性があるでしょうが、そのときに、勧告とかいろいろなレベルがあると思うのですが、その辺をもう少し詳しく教えていただければと思います。

■事務局

今の勧告というお話であると、事業所の中での虐待で、事業所を運営する法人なりへの指導という形で、改善勧告ですとか、そういった形での指導ということになると考えております。いずれにしても、市で一報を受けた後、すぐに対応すべきものなのか、その辺の判断をして、東京都と連携していく必要があるケースもありますし、市が単独でまずは動くというケースもあると思いますので、そこはケース・バイ・ケースで、すぐに迅速な対応をとっていきたいと考えております。

■会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

■委員

管理番号14番ですが、これは障害者福祉課の事業なのですけれども、23年度は、実際に具体的に移行する作業所がなかったということだと思っております。法外で運営する作業所というのが、まだ府中市にはかなりあるのかということがお伺いしたいのと、それを法内にするというのはかなり難しいものなのか、その辺のことをお伺いしたいのですが。

■事務局

23年度に具体的な事業所名が載っていないのは、23年度に多くの事業所がいわゆる新体系移行を行いましたので、そういう意味で記載しなかったというところがございます。23年度までに新体系移行をしなければならないというのがありましたので、ほとんどの事業所が23年度中に移行できていると。例外的に、2事業所ほど、23年度中に移行できなかったものが、本年度中で移行できております。

いわゆる作業所等と言われているものについては、24年度ですべての市内にあるものは法内施設に移行しているのですが、ただ、例外的に、地域デイグループ事業といたしまして、障害の児童を放課後預かる、そういった事業形態の3事業所があるのですが、そこにつきましては、法律が変わってしましまして、今までは障害者自立支援法の児童デイサービスに移行することになっていたのが、今度は児童福祉法の放課後等デイサービス事業に移行することになりまして、現在、児童福祉法に基づく法内施設に移行する作業を進めているところです。

2番目としましては、3つの事業所のうち、2つは法内移行できると見込んでおります。1つの事業所については、法外という形で今後も事業を運営していく、そういった方法を現在検討しているという状況でございます。

■会長

ありがとうございました。そうすると、もうほとんどの障害者の施設に関しては、23年度内に、もしくは今年度までに移行が完了するということ。

■事務局

そうでございます。

■会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

(発言する者なし)

■会長

よろしければ、管理番号8番から17番までにつきましても、事業計画どおりに実施されているということで取り扱わせていただきたいと思います。

それでは、引き続き3ページ目に入っていきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(※ 事務局より、3ページの管理番号18～33番について説明)

■会長

ありがとうございました。管理番号18番から33番までの報告につきまして、何かご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

■委員

29番の児童デイサービスですけれども、23年度、あゆの子以外のご利用が増えていると読み取れるのですが、これは、学童の方の児童デイサービスの利用が増えているということなのか、幼児の方で、あゆの子以外の市外のサービスを使っている方が増えているということなのか、もしおわかりになったら教えていただきたいのですが。

■事務局

児童デイサービス事業については、府中市では、このあゆの子しかございませんので、あゆの子の分を除いたものは、すべて市外にある児童デイサービスということになります。やはりそのほとんどは、学齢期の子供の放課後の部分についての支援ということで利用されていると認識しております。

■会長

ありがとうございます。

ここは私から。年々、実利用者数が増えていますよね。今後も増えていくのだろうと予想されるのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。充実していくしかないかなというぐらいのスタンスでよろしいですか。

■事務局

やはりこの部分については、保護者の方々からの大きなニーズということでご要望いただいております。先ほど申し上げました児童福祉法の放課後等デイサービスという形でこの事業が展開されていくわけですけれども、そちらの法内施設に移行する分に加えまして、他に新規に25年度で市内に開所する予定のものがございます。それから、今年度、11月だったかと思うのですが、市内に民間の、要は企業が実施主体となっているこの児童福祉法の放課後等デイサービス

事業が開始されまして、多くの方々が利用しているという状況がございますので、この部分については、やはり今後も利用が増加していくと捉えております。

■会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

■委員

26番の就労移行支援ですけれども、去年もちょっと話したと思うのですが、利用者数が増えているのですが、実際、一般就労で定着した人の人数はどのくらいいるのかということと、あと、就労移行に関して、単価の減算があると言われているじゃないですか。一般就労に就労移行できなかった施設に対しては単価の減算がこれからあるということで、それになってしまうというか、そこに当てはまってしまう施設が実際あるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

■会長

2点ですね。どれぐらい就労移行したかという実績値と、戻ってきた場合の単価の減算みたいなもの。

■委員

就労移行の3年間で一人も就労移行しなかった施設に関しては単価の減算がある。就労のA型もあるのですが、今、就労移行のほうに関して、実際にそういう施設があるのかどうかと思ひまして。

■事務局

1番目のご質問ですけれども、まずは、心身障害者福祉センターの中で行っている就労支援事業につきましては、23年度、一般企業への就労となった方が20人と聞いております。それから、それ以外の、就労移行支援だけでなく、ほかの生活介護や就労Bも含めてすべての数字になってしまうのですが、23年度実績としては、正規の就労につながったのが6人、それから非正規、パートやアルバイトという形での就労につながった方が32人と聞いてございます。

それから、2番目の単価の減算につきましてですけれども、そこについては、ちょっと就労移行支援をやっている事業所で報酬の減算という形になったかどうか、そこまで市ではつかんでおりません。

■会長

ありがとうございます。

今のところはつかんでいないというお話でしたけれども、つかんでほしいということで承っていいですか。

■委員

はい。

■会長

では、それは事務局の宿題ということにさせていただきたいと思ひます。

そのほかいかがでしょうか。

■委員

30番の短期入所ですが、実利用者数と利用日数がそれぞれすごく増えているのですが、これは単純計算すると1人当たりの日数が増えているように計算できるのです。これをどう解釈したらいいのか、現場的にはちょっとそぐわない感じがするので、もし何か事情をご存じでしたら教えていただきたいです。

■会長

事務局、いかがでしょうか。単純に割り戻すと利用日数が増えてしまいますよね。

■事務局

短期入所の実際のご利用の場合、レスパイトとか、理由を書きいただいているのですが、ただ、1回の利用の日数が増えたとなると、それがどういった理由なのかは、個々それぞれだと思います。全体の傾向として何か同じような傾向が見られるということは、感じておりませんので、ここについては分析できていない、ちょっと難しいと考えております。

■会長

よろしいでしょうか。

そのほか、18から33までについて、ご質問などございましたらお願いしたいと思います。

(発言する者なし)

■会長

特にないようであれば、幾つか宿題をちょうだいいたしましたので、後日回答も含めて事務局で処理を進めていただきたいと思います。

それでは、33番までにつきましても、事業計画は、事業内容どおりに順調に進められているということで取り扱わせていただきたいと思います。

それでは次に、4ページの34番から38番までにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(※ 事務局より、4ページの管理番号34～38番について説明)

■会長

ありがとうございます。それでは、34番から38番までにつきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

■委員

今後の方向性に飛んでしましまして申し訳ないのですが、38番の福祉タクシーは、精神障害の方の病状によりますが、外に、通院したくてもできないとか、それから人の目が怖くてとても病院まで行けないとかというような緊急事態のようなことがよくありますので、対象者の中には精神障害者も利用ができるよう加えていただきたいということを、今後の方向性では検討課題として入れていただきたいと思っております。

■会長

ありがとうございました。一応、注文ということで承らせていただきたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

(発言する者なし)

■会長

そのほかないようでしたら、34番から38番までは、今までどおり実施されているということと取り扱わせていただきたいと思います。

それでは、次のページ、5ページに移りまして、管理番号39から51番までについて、事務局から説明いただきたいと思います。

(※ 事務局より、5ページの39～51番について説明)

■会長

ありがとうございました。他課の所管のものでも、わかる範囲で事務局で答えていただけることになっておりますし、もしもお答えができなければ次回の回答ということになりますが、そういうことを含めまして、率直なところのご意見、ご質問を賜りたいと思います。

■委員

またしても今後の方向性なのですけれども、46から49までのところで、これは保護者、家族、介護者が、急性症状で暴力等が発生したときに、その家庭の中で居場所がなくなることがあるのですね。このときに、シェルターのようにして家族が避難する場所が用意されておいて、その実績として、将来的には都内にそういう機関があるといいと思っておりますが、検討に加えていただきたいと思います。

■会長

3年目に、また障害者計画とかのたたきでもう一回調査をするときに可能な限り反映させていきたいと思っておりますので、一応宿題ということでちょうだいしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

(発言する者なし)

■会長

それでは、39番から51番までにつきまして、他課の領分が入ってまいりますけれども、事業計画どおりに実施されているということと取り扱わせていただきたいと思います。

それでは、引き続き6ページ、管理番号52番から67番でございます。事務局から説明をお願いします。

(※ 事務局より、6ページの管理番号52～67番について説明)

■会長

ありがとうございます。自立支援協議会の話が出ましたので、何か補足があれば、メンバーの方をお願いしたいと思います。

■委員

心障センターの事業内容についての専門部会を前期で行いまして、いろいろ事業は多岐にわたって、マンパワー的にもいっぱいいっぱいというところで、少し整理したほうがいいのではない

かという話の中で、あゆの子についての話が出たのがまず前提としてあります。

それも受けまして、近年の発達障害のお子さんの増加であるとか、ボーダーにいらっしゃるような方たちに対する支援等も含めて今後構築していかなければいけないという中で、自立支援協議会におきましては、手帳を持つ、持たないにかかわらず、すべての人に対して適切な相談支援並びにいろいろな支援が行き届くように、何とかその人をサポートするためのツールが必要ではないかという結論に至り、今年度、ツール検討部会というものを設置いたしまして、現状、議論を重ねているところです。

来年2月の最終全体会において決定いたしましたものを市長報告に盛り込みまして、来年度以降、モニタリング等々をいたしまして、その後、正式に採用してもらおうべく、今、協議を進めているところです。

■会長

ありがとうございました。補足で、61番についてご説明をいただきました。

戻りまして、52番から67番までの項目につきまして、ご質問、ご意見がありましたら承りたいと思います。かなり他課にまたがる場所が多うございますけれども、どうぞ忌憚のないご意見、ご質問をお願いしたいと思っています。

■委員

管理番号61番の発達相談の内訳ですが、これは、相談対象者というものはすべて府中市内の市民と理解してよろしいでしょうか。府中市というと、小児総合医療センターがある関係で、どうしても患者が集まってきてしまう傾向があるかと思うのですが、この相談を受けている対象は、全員が府中市なのか、それ以外も含んでいるのか、もしわかれば教えていただければと思います。

■委員

私ども、あゆの子でお受けしている相談につきましては、原則、市内の方でございます。最初、もしかすると市外の方もいらっしゃるかもしれませんが、その場合は、交通整理をさせていただくような形をとらせていただいております。

■会長

ありがとうございました。そのほか、何かご質問ありませんでしょうか。

■委員

「学習機会の拡大」と書いてあって、教育関係なのですけれども、いまいち具体的に何をやったのかがよくわからなくて。教職員への「特別支援教育研修会の実施」とか書いてあるのですが、実際に教職員がどのぐらいこの研修に参加していたのかとか、また、「特別支援学級設置校においては積極的な交流の共同学習を行い」と書いてあるのですが、できたら、具体的にどんなことをやったのかを知りたいと思ひまして。多分、今はわからないとは思ひのですが、聞いてもらえたらと思ひます。

■事務局

確かに、ご指摘いただきましたとおり、65、66、67については、数値的な実績という形

であらわれておりませんので、もう少し見える形での実績と直した形でご提示できるようにしてまいりたいと思います。

■会長

よろしくお願ひいたします。次回までの宿題ということによろしいですか。
そのほかいかがでしょうか。

■委員

56番の訪問看護の件ですけれども、訪問看護の情報提供書を健康推進課で把握されているようですが、それを具体的にどのような形で活用されていらっしゃるのでしょうか。事業内容が、訪問看護の充実を要請するというようになっておりますので、どう把握されて、どう具体的な行動に移されているのか教えていただきたいと思います。

■事務局

これにつきましても、今のご質問に答えられるような形での資料に訂正させていただきたいと思ひます。

■会長

事務局、よろしくお願ひいたします。

そのほかいかがでしょうか。今、56番、67に至るところまでの質問につきましては宿題ということにさせていただいて、次回、もう少し数値が出てくるような、内容がきちんと出てくるような形に事務局にまとめていただく、報告をしていただくということでございました。

そのほか何かございますでしょうか。

■委員

52番の平成23年度の事業実績で「事業廃止」となっているのですが、皆さんが介護系サービスに移行したために事業を廃止したという、これは評価をどうするのか、わからないので教えていただきたいと思ひます。

■会長

なかなか難しい質問ですね。当初上げていた事業がなくなってしまったから評価できないのですかね。でも、平成22年まではきちんとやったよと。非常に難しい、どうしますか。これは、会長と事務局で相談させてください。

■委員

はい。

■会長

確かに微妙な。評価しづらいですね。ただ、評価表である以上、何らかの結論は出さなければいけないので。ご指摘ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

(発言する者なし)

■会長

なければ、52から67につきましては、若干宿題もちょうだいいたしまして、実施されているということで取り扱わせていただきたいと思います。

それでは、当初の予定が次のページの72番まででございますが、とりあえず72番まで進ませていただきまして、その後については、ちょっと皆様方とご相談をしていきたいと思っております。では、事務局で68から72番まで説明をお願いします。

(※ 事務局より、7ページの管理番号68～72番について説明)

■会長

事務局、ありがとうございました。

では、とりあえず68から72番までの項目につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

■委員

合同レクリエーションというのは、具体的にどんなことをやっているのかと思っております。

■会長

72番の合同レクリエーションですね。中身は何だろうということでございますね。よろしくをお願いします。

■事務局

種目は、ソフトバレーボールということだそうです。

■委員

それは、一般の人に呼びかけてやるのですか。

■委員

もともと精神障害の作業所とかの団体が、スポーツで集まって大会をやっていたのですね。それが合同レクリエーションと名づけられていて、ソフトバレーボールをやるようになって、私が入職したときもう既にやっていたので、平成13年には行われていました。途中からスポーツ指導員の方が参加していただいて、途中で種目がバレーボールに変わったのですかね。すみません、うろ覚えで申しわけない。そのときに、審判をきちんとやる人とか、きちんと指導できる人がいたほうがいいねということで指導員の方をお願いし始めたというのがきっかけでございます。そういう会で、年に1度行っています。

■会長

ありがとうございました。できましたら、事務局で、次回、参加者数ぐらい、わかれば書いておいていただけるといいと思っておりますので。生涯学習スポーツ課担当ですが、ちょっと調べておいて、次回、記載していただけますでしょうか。

■委員

プラザは途中から参加しなくなったのですけれども、多分、各施設で100人前後は参加しているのではないかと。体育館をとっていただいたりとか、指導員を派遣していただくことを障害者福祉課の方が非常に協力していただいて助かっているのですね。そういう大会です。

■会長

ありがとうございました。100人ぐらい集まれば、それなりに成果が出てくると思います。それでは、そのほか、68番から72番までの項目でご質問等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

■会長

よろしいですか。それでは、とりあえず68番から72番までにつきましては、計画どおり実施されているということで取り扱わせていただきたいと思います。

さて、この会議の予定は4時までで、あと45分ございますが、できるなら1つでもつぶしていきたいとかというご意向があれば、皆さん方に提案して進めていきたいと思いますが。

(※ 委員と相談の上、協議の続行を決定)

■会長

では、45分ぐらいをめどに先に進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、引き続き73番から79番まででよろしいですか。ここまでの説明を、事務局お願いしたいと思います。

(※ 事務局より、7ページの管理番号73～79番について説明)

■会長

ありがとうございました。

増加した理由という何か顕著なものがあれば、補足をお願いできますでしょうか。

■委員

それでは、管理番号74番で、かなり生活支援の部分が増えているかと思うのですが、これは、就労支援の登録者への生活支援ということで、やはり就労につなげるためには、生活基盤をしっかりといただこうということで、きめ細かく職員が支援をしていくことでこのように増加しております。

それから、管理番号77番の職場開拓も増えているのですが、最近、企業から、私どもみ～なにかなり問い合わせ等が多く入ってくるようになっておりまして、その分、職員も日々、企業と就労する方のパイプ役といいますか、企業側にも支援をしていく必要性といいますか、企業からの要望がかなり多くなってきておりまして、その関係でかなり実績が増えております。ですので、職員もほとんどが外に出ることが多くなってきておりますというのが現状でございます。

■会長

どうもありがとうございました。もうちょっと詳しい説明をとかというご要望があれば、また後ほどお願いしたいと思います。

73番から79番まで、何かそのほかご質問等ございますでしょうか。

■委員

76番ですけれども、これは職員課なのですが、障害者の採用試験で、21年が1名、22年

が1名で、23年度は採用がいなかった。これは、21と22年に採用された方は今も続けて採用されているのですか。

■事務局

こちらの採用した方々は、今も福祉部門を中心に働いております。

■委員

23年度は応募してきたけれども、採用がなかったのですか。

■事務局

募集はしていたのですけれども、23年度につきましては申込者がいなかったという状況です。

■委員

ありがとうございました。

■会長

そのほかいかがでしょうか。

■委員

同じところなんですけれども、身体障害者の方ばかりが採用されているように見えますが、知的障害の方、精神障害の方も、今後の方向性で、2つとも今後の方向性ですが、入れていただけるようにしていただくことはできるのでしょうか。

■会長

いかがでしょうか、事務局。事務局というよりも、職員課の採用方針の問題になりますけれども。

■事務局

やはり障害のある方の働く場の拡大ということで、議会でもこの辺については質問がありました。やはり東京都や他県の例を見ましても、知的障害の方、精神障害の方は、都県レベルでも、期間を区切って、例えば6カ月とか、そういった形での雇用ということで、そこから一般就労へつなげるといったスタイル、現段階では大体そういったところということで、なかなか市レベルで、確かに日本全国を見るとあるのは十分承知しているのですけれども、この部分については、やはり大きな課題と引き続きさせていただいております。

■会長

来年から障害者雇用促進法が引き上げられますよね。2.3%になります。そういうことで、ぜひ、私も府中市さんにどんどん障害者の方の採用をお願いしたいと思います。一応今後の方針ということで、議会からも質問が出ていたということなので、いい方向に進んでいくことを期待したいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

■委員

管理番号75番のウのジョブコーチですが、皆さん活用された件数がかなり増えてきておりますが、ジョブコーチをお願いするときは、どのような形でお願いし、どんな方がジョブコーチに

ついているのかというのを知りたいのですが。

■事務局

事務局でお答えして、もし補足等がございましたらお願いいたします。

75番はジョブコーチの活用とあるのですが、み～なでは、最初、このジョブコーチという資格を、これは独立行政法人の養成研修を受講して、この資格を取得するものなのですが、このジョブコーチという形での定着支援等の支援を行ったということなのですが、その後、この資格が特段なくても就労支援、定着支援ができるということで、現在はジョブコーチの資格は特に問わない形でやっていると。ですから、み～なの職員がやっているということで聞いております。

事務局ではそのように捉えているのですが、よろしいでしょうか。

■委員

ということは、今後、ここのジョブコーチの活用のウの事業名が変わってくるということになりますかね。

■委員

ただいま事務局からお答えがあったのも1つなのでございますけれども、私どもにジョブコーチの要請が企業側から入る場合がございます、その場合は、立川にあります職業センターに、都の関係ですが、連絡しますと、そちらにジョブコーチがいらっしゃいますので、そのジョブコーチを派遣するという事業も行っております。

それと、先ほどのみ～なで直接やっているものにつきましては、名称が就労支援グループと呼ばせていただいているのですが、これから就労に当たっての、例えば印刷作業であるとか、名刺をつくってみるとか、そういった作業的なものを取り入れて、訓練と言っては大きくなってしまっているのですが、そういった事業を展開しているのが現状でございます。

■会長

ありがとうございました。

今、このジョブコーチというものが前はきちんと位置づけられていたのに、今は幅広くなってきたので、事業名とかこの中の文言を変えなくてもよろしいのかということでしたよね。でも、ジョブコーチそのものの言葉というのはまだ生きていますね。中身は変わっても、ジョブコーチという名称は、まだ厚生労働白書の中にも載っていますから、しばらくこのジョブコーチという用語でいくしかないと思っているのですが、その辺、何か。副会長から。

■副会長

この事業内容のジョブコーチの活用をしたかどうかということになるので、立川の職業センターを使ったジョブコーチという制度を使ってやっているのです、その件数が載ればいいのだと思うのですね。み～なの職員がジョブコーチという制度とか資格を持っていない、使っていない状況でやっている件数もまざっているのです、そこはうまく分けた形で記載されると、これを生かしておいてもいいだろうということですね。恐らく今後の計画を立てていくときに、そういう使って

いるものもあるのであればそれを載せておけばいいとは思いますが、また、み～なのような形で別口でやっていくのであれば、その別口の事業内容も取り込んでいったらいいのではないかと、恐らくそういうことだと思うのですが、いかがですか。

■委員

はい、そう思います。

■会長

副会長にうまくまとめていただきましてありがとうございました。この辺、ちょっとまた事務局と調整したいと思います。

そのほかいかがでしょうか。73から79まで。

■委員

府中市の市役所の職員の障害者の雇用率は何%なんですか。全然そういうものを聞いたことがないので。

■事務局

平成21年度が実雇用率2.13%、22年度が2.27%、23年度が2.23%、24年度、今年度が2.31%と聞いております。

■委員

この中に身体障害者以外の方もいるのですか。

■事務局

府中市の場合は、身体障害の方ということです。

■委員

わかりました。

■会長

ありがとうございました。今後の検討課題ということになっていきます。

今までのご質問、ご意見でよろしゅうございますでしょうか。特になければ、73番から79番につきましても、若干数値とかの整理とか宿題をちょうだいいたしましたが、計画どおり実施されているということで取り扱わせていただきたいと思います。

次のページ、8ページに参りたいと思います。80番から93番まで、事務局お願いします。

(※ 事務局より、8ページの管理番号80～93番について説明)

■会長

ありがとうございました。

いかがでございましょうか。何か項目につきましてご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

■委員

82番の公園清掃で、委託施設の数が23年度に1つ減ったのは、どのようなわけで減ったのでしょうか。

■会長

82番ですね。1つ減ったのはどうしてかと。公園清掃のところですね。

■事務局

こちらについては、もともと2つの施設だったものが1つに統合されたものなどがございます。2つの施設だったものが1つに統合されたものが2施設あって、それで単純に2減になっておりますけれども、あとは、1つ新規施設が、精神系の施設ができておりますので、こちらで1増になっておりまして、差し引きでマイナス1ということになっております。

■委員

わかりました。

■会長

ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。あとは大体、ほぼ前年実績に応じた形で23年度も展開されております。

(発言する者なし)

■会長

特にご意見、ご質問がなければ、8ページの80番から93番までも、順調に実施されているということで処理をさせていただきたいと思っております。

9ページに入ります。94番から102番まで、お願いします。

(※ 事務局より、9ページの管理番号94～102番について説明)

■会長

ありがとうございました。

今のお話ですと、97番の取り扱いは、未実施ですから、これは〇というわけにはいかないですね。そのほかのことにつきまして、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

■委員

未実施の理由というのは、やはり障害のある方たちが希望しなかったということなのでしょうか。理由を教えてくださいと思います。

■事務局

障害のある方で知識や経験、技能等がある方を講師として活用すると。これは、そういう仕組みをつくったけれど、講師がいなかったということではなくて、これ自体の取り組みが、完全に未実施と聞いております。

■会長

それで、25年からは検討したいということでしたかね。

では、それ以外の項目で何かご質問ありますでしょうか。

■委員

管理番号98番のボランティアの育成ですが、この備考欄を見ますと、担当課が地域福祉推進

課に変更になっているのですが、何か理由がもしあれば。

■事務局

推測で申し訳ないのですが、市民活動支援課というところは、NPO法人等の関係を所管しているのですが、NPOでボランティアをやっているところはあるのですが、恐らく福祉関係等のボランティアセンターをやっている社会福祉協議会を所管しているのが地域福祉推進課というところで、地域福祉推進課からの回答となったと考えられます。

■会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

■委員

管理番号99番ですが、こちらに記載されている人数の高齢者、障害者の内訳がわかれば、教えていただければと思います。

■事務局

障害のある方で名簿登載を希望した人が640人、キットを希望した方が753人ということになっています。障害者でこの災害時要援護者支援事業の対象となっているのが、この時点で1,491人ということになっておりまして、名簿登載を希望した人は、その1,491人に対して約43%、キットを希望した方は約51%という状況でございます。

■委員

受給者からするとどの程度の人数になるのでしょうか。私は、民生委員としてキットを配ったりしているのですが、実際に今、75歳以上で障害手帳を持っている方の率、当然支給されるべき方、本人の希望なので、しない方もいらっしゃると思うのですが。

■事務局

まず、身体、知的、精神の3つの障害の手帳を持っている方が1万500人ほどなのですが、そのうち、これは参考ですが、障害福祉サービスを利用している人が1,500人程度いらっしゃいます。今回のこの災害時要援護者支援事業については、障害の等級、程度がある一定以上の重度の方で、なおかつ、単身または障害者のみ世帯という形で限定されておりますので、対象者が1,491人ということになっております。その対象者に対する割合は、先ほど申し上げたとおり、名簿登載が43%で、キット配布が51%という状況でございます。

■委員

今教えていただいた数値というのは、いつの時点の数値ですか。

■事務局

平成23年12月です。

■会長

よろしいでしょうか。

■委員

100番ですか、Wa i Wa i フェスティバルのところですが、今年、Wa i Wa i フ

フェスティバルがあったのですが、開催日が普通の日の午前中に展示して、1時から開催とかで、そういうような変則的なことがあって、開催日もすごく短くて、これでそういう意味の啓発運動ができるのかなということ今年ちょっと疑問に思ったのです。入場している数もだんだん減っているということで、力を入れるのであれば、もう少し内容的に考えていただきたい。できない学校なんかは、当日は無理ですから、次の日から展示しますみたいな、そういうところもあったりして、非常に内容が今回は整理されていないとか不備だったなどののが、実際に担当した者として思いましたので、いかがでしょうか。

■会長

24年度、今年度の開催についての宿題というか注文ですけれども、何か背景とかがあったのでしょうか。

■事務局

このWaiWaiフェスティバルにつきましては、市内の障害通所施設の作業所等で構成されている作業所等連絡会という、そちらに市で委託して、企画から実行までお願いしているところですが、毎年、実施したその後、反省会等も行いまして改善に取り組んでいるところなのですが、今年度につきましては、期間については3日間で、今までどおりと捉えているのですが、平日と土曜、日曜の割合とか、その辺もいろいろ検討した中で、今回そういう形で実施させていただいたのですが、次回の開催に当たっては、ただいまいだいたご意見や、当日アンケートをとっておりますので、その辺の多くの方々のご意見も聞きながら、さらに参加者が増えるような方法を目指していきたいと思います。

■会長

ありがとうございました。

■委員

せっかくあれだけのものをとというか、当日準備して午後からやるというのは非常に忙しいことで、反省の一つとして、今までは前日に展示で、次の日から開催という形になっていましたが、日にちが短いのか会場の関係か、それがわからなかったのですけれども、ちょっとそういうことを感じましたので。

あと、啓発するのであれば、もう少し入場者が増えるようなことを今後考えていかなければいけないかなど。やるほうは一生懸命やっているのですけれども、やはり展示するだけで終わるといのはすごくもったいないと思います。その辺のところはこれから考えていく課題かなと思いました。

■会長

ありがとうございました。では、WaiWaiフェスティバルについては、今年の反省を踏まえて、来年度いろいろ検討してほしいということで、宿題をいただいたということにさせていただきます。

そのほかいかがでしょうか。

■委員

99番に戻ってしまうのですが、災害時要援護者支援体制の整備のところ、事業内容の21年度のところの対象となる方ということで、①から③まで書いてあって、この災害時要援護者の名簿をいただいて、その名簿の対象者との本事業の対象となる方が違うので、これは事業が違うのかどうかちょっとわからなくなってしまったのですけれども。これだと、知的の障害とか精神の障害の方が入っていないくて、別の事業でやっているのか、それとも同じ事業だったのかちょっとわからなかったのを教えていただきたいだけなのですけれども。

■事務局

申し訳ございません。今ご指摘を受けて、そのとおりで、対象が違っております。知的障害の方、精神障害の方もこちらに入っておりますので、次回までに正しいものにさせていただきます。どうもすみませんでした。

■会長

これは、21年度のところでもう既に本事業の対象が、知的や精神の方も含まれていたということですか。

■事務局

対象を変更しておりません。

■会長

では、これは次回差しかえということでお願いしたいと思います。

■委員

同じ管理番号99番ですが、経年的に名簿登録希望者数やキット希望者数が増えているのかどうかといったところが確認できればと思いますので、内訳も経年的に示していただければと思います。つまり高齢化による高齢者の数だけが増えているのか障害者の数が増えているのかといったところを把握、確認できればと思いますので、よろしくお願いします。

■事務局

それでは、高齢者の方がとか障害者の方がという形でわかるような資料を検討させてください。それから、この事業は、実際には平成21年度末にこういった事業を実施しています、名簿登載を希望しますかという意向調査を行って、22年度からスタートしたという事業でございますので、実績数値としては22、23年度という形で載せさせていただきたいと思います。

■会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

(発言する者なし)

■会長

特になければ、管理番号94番から102番までにつきましては、未実施の97番を除きまして、いろいろ補足資料、今後差しかえたりさせていただきますけれども、順調に実施されているということで取り扱わせていただきたいと思います。

それでは、残すところ1ページは次回繰り越しということにして、残りの11項目ぐらいですか、これと障害福祉計画については第3回ということにさせていただきますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

■会長

それでは、本日の次第に従った協議は終わりましたけれども、最後に、事務局から事務的な連絡がありましたらお願いしたいと思います。

(4) 次回日程について

■事務局

次回、第3回協議会の日程でございます。事前に正副会長と調整させていただきまして、平成25年2月22日金曜日の午後2時からを予定してございます。また、委員の皆様におかれましては、追って開催通知を送付させていただきますので、ご出席をよろしくお願いいたします。

(5) その他

■会長

それでは、特に委員の皆様方から何か意見等がございますか。

■委員

先ほどの身体の方しか職員として採用されないというので、職員課のほうにお伝えいただきたいのですが、精神障害、知的障害の方は、確かに能力がある部分足りなくて職員が務まらないかもしれませんが、それでも、やはり知的、精神を排除するというような感じを非常に私たちは受けますので、府中市のお仕事の中で、知的の障害があっても、精神の障害があってもできる仕事を一部確保していただきまして、障害者権利条約で合理的配慮ということが言われております。合理的配慮をきちんと施していただきまして、知的の方も精神の方も、それを一生懸命やれば通ることができる試験も考えていただきまして、採用試験ですね、そして、一部に知的の方も精神の方も職員として働ける可能性を広げていただきたいと痛切に思いました。職員課のほうにお伝えいただきまして、今後のご検討をお願いしたいと思います。

■会長

ありがとうございました。今、職員課に対する注文がありましたので、事務局から、こういう協議会でこういう意見が出たということで職員課にお伝えいただければと考えております。

そのほかいかがでしょうか。

(発言する者なし)

3 閉 会

■会長

特になければ、第2回の本日の会議はこれにて終了ということにさせていただきます。長時間
どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。